

県南広域振興局長告示第 50 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条第 3 項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 6 月 16 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 訪問介護

介護保険事業 所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600124	ヘルパーステーションほくりょう	北上市堤ヶ丘一丁目 9 番 3 2 号	平成 18 年 3 月 31 日
0370900391	ゼネラルケア訪問介護サービス	一関市字相去 3 番地 1	平成 18 年 3 月 31 日

2 福祉用具貸与

介護保険事業 所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312710643	国民健康保険藤沢町民病院	東磐井郡藤沢町藤沢字町裏 52 番地 2	平成 18 年 3 月 31 日